

## 振込手数料マスタの変更方法について

2019年10月1日の消費税率引き上げ（8%→10%）に伴い、「しずぎんWEB－PCバンキングサービス（一括伝送サービス）」（以下、一括伝送サービス）で、総合振込を振込手数料差引扱でご利用いただいているお客さまは、以下の手順で振込手数料マスタの変更が必要となります。

### ＜注意事項＞

- 一括伝送サービスでファイル受付（全銀ファイル）を行っているお客さま  
→ 全銀ファイルを作成する貴社システム側でのご対応が必要となります。  
対応方法については貴社システム担当者にご相談ください。

【振込手数料マスタの変更方法】※ 10月1日指定日分以降の振込データを作成する前に変更してください。



### 1. 「管理」画面の選択

本サービスにログイン後（トップページ）、**管理**タブを選択し、**企業管理**ボタンをクリックします。



### 2. 「先方負担手数料〔総合振込〕の変更」画面の選択

**先方負担手数料〔総合振込〕の変更**ボタンをクリックします。

### 3. 「先方負担手数料【総合振込】」の設定

「基準手数料」項目（左図①）を確認してください。

（１）「基準手数料」項目が「使用する」になっている場合  
先方負担手数料の変更は不要です。

（２）「基準手数料」項目が「使用しない」になっている場合  
先方負担手数料（左図②）を変更します。

例）108 円 → 110 円、324 円 → 330 円 等

※ 当行規定の手数料は、後述掲載しています。

なお、静岡銀行の規定手数料以外の金額が入力されている場合には、現在の手数料を税率 10% になるよう変更してください。（お客さまの責任にて変更してください）

入力が終わりましたら、「変更」ボタンを（左図③）をクリックします。以上で変更は完了です。

#### 【消費税引き上げ後の規定手数料】

|        | 静岡銀行あて |         | 他行あて    |
|--------|--------|---------|---------|
|        | 同一支店あて | 他支店あて   |         |
| 3 万円未満 | 0 円    | 1 1 0 円 | 4 4 0 円 |
| 3 万円以上 | 0 円    | 3 3 0 円 | 6 6 0 円 |

#### 【Q & A】

Q 1. 「基準手数料」項目（上図①）が「使用する」になっている場合には、変更する必要がありますか？

→ 変更する必要はありません。10月1日以降の指定日で振込データを作成すると、先方負担差引き機能を利用している振込先については、自動的に税率 10% で先方負担手数料を差引きます。

Q 2. 手数料情報はいつまでに変更したらいいですか？（「基準手数料」項目が「使用しない」の場合）

→ 10月1日以降の振込予約をされる際には、手数料情報を変更してから振込データを作成してください。

Q 3. 基準手数料読込の「読込」ボタンを押したとき、いつから増税後の新手数料が表示されますか？

→ 10月1日以降に「読込」ボタンを押すと新手数料が表示されます。

Q 4. 一括伝送サービスの振込手数料を変更すれば、振込振替サービスの手数料も変更されますか？

→ されません。別途、振込振替サービスの手数料変更を行ってください。

#### 【ご照会先】

ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

**照会先：静岡銀行 E B センター**

**0 1 2 0 - 0 1 4 9 - 0 2**

（ 受付時間 < 当行営業日 > 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 ）